

こども誰でも通園制度

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】



【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
 - ・118自治体に内示（令和6年8月30日現在）
- ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。

令和7年度

- **法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）**
 - ・自治体の判断において実施
- ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。

令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・全自治体で実施

令和7年度予算案等における対応

- **令和7年度から、法律に基づく事業として実施**
 - ・利用可能時間（補助基準上の上限）：こども1人当たり10時間/月
 - ・人員配置基準：一時預かり事業と同様（年齢・人数に応じた配置とし、うち保育士2分の1以上）
 - ・補助単価：年齢ごとの補助単価を設定（0歳児:1,300円、1歳児:1,100円、2歳児:900円）
- **自治体・事業者等向けの手引の作成や、総合支援システムの構築等の準備を進める**

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要【令和7年8月】

1 制度概要

項番	項目	制度内容	国での本格実施に向けた検討
1	目的	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する	
2	対象施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準」を満たさない施設を除く。）、児童発達支援センター等 ※ 認可基準を満たしていれば施設類型は問わない	
3	対象児童（年齢）	0歳6か月～満3歳未満 （認定こども園、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用している児童を除く）	
4	利用可能時間数	10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間を上限 （参考）令和7年度地域子ども・子育て支援事業での補助上限 10時間	令和8・9年度経過措置の詳細も検討
5	利用方式	法令上規定はない (1) 定期利用 (2) 柔軟利用	
6	認可手続	事業を実施するに当たっての経済的基礎や社会的信望、設備運営基準への適合状況について市町村が審査し、認可を行う ※第二種社会福祉事業になり、定款への記載が必要	
7	利用料	国基準：300円／時間（各施設で徴収） 低所得世帯等に対する減免あり	公定価格の設定と併せて検討
8	従事者向け研修	こどもの安全が確保されることが前提であり、通常の保育や一時預かり事業とは異なる専門性が求められることから、従事者向けの研修を国が開発	内容や実施方法を検討

2 実施方法

項番	項目	制度内容	国での本格実施に向けた検討
1	実施方式	(1) 一般型 定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方式 (在園児合同実施、専用室独立実施、独立施設実施) (2) 余裕活用型 当該施設又は事業の利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、定員の枠を活用して受入れを行う方式 ※ 本事業の認可を受けた保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	
2	人員配置基準	(1) 一般型 (0歳児) 児童3人につき1人 (1～2歳児) 児童6人につき1人 ※ 2分の1以上は保育士、保育従事者が2人を下ることはできない (2) 余裕活用型 各施設又は事業の基準による	必要に応じて見直し
3	設備基準	(1) 一般型 (0～1歳児) 児童1人あたり3.3㎡以上 (2歳児) 児童1人あたり1.98㎡以上 (2) 余裕活用型 各施設又は事業の基準による	必要に応じて見直し
4	保育時間	ニーズや受入体制を考慮のうえ、適切に設定	
5	開所日数	ニーズや受入体制を考慮のうえ、適切に設定	
6	支援内容	保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じ提供	

項番	項目	制度内容	国での本格実施に向けた検討
7	給食	任意 食事の提供を行う場合（施設外で調理して運搬する方法により行う場合も含む。）においては、当該施設において必要な調理のための過熱、保存等の調理機能を有する設備を完備	
8	親子通園	慣れるまでに時間がかかる児童に対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることが可能	
9	給付費	乳児等のための支援給付 公定価格は未定 （参考）令和7年度地域子ども・子育て支援事業での補助単価 0歳児：1,300円／時間 1歳児：1,100円／時間 2歳児：900円／時間 （加算） 医療的ケア児：2,400円／時間 障がい児：400円／時間 要支援家庭児童：400円／時間	地域区分や加算、利用料等の在り方についても併せて検討
10	情報管理システム	予約管理、データ管理、請求書発行の3つの機能を併せ持つシステムを国が構築	

※ 本資料は、現時点での国の資料に基づき作成しているため、上記の内容は、今後の国における事業内容の検討結果等に伴い、変更になる可能性があります。

※ 今後、本市では、設備運営基準条例、運営基準条例の制定の手続きを予定しています。

3 今後の予定（本審議会関係）

項番	項目	詳細
1	国からの通知	・ 10 月に確認基準等の内閣府令案の発出、11 月に公布予定
2	条例制定	・ 設備運営基準条例及び確認基準条例の制定 ・ 事業認可に関する社会福祉審議会児童福祉専門分科会での意見聴取を実施 ・ 利用定員の設定に関する本審議会での意見聴取を実施